「山梨県障害者幸住条例」の概要

1 制定の背景

昭和56年(1981年)、障害者の「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション社会の構築機運が高まる中で、障害者の自立と社会参加、及びそれを促進する生活環境等の整備の充実を図る目的で、平成5年に制定した。

2 概要

第1章	障害者の自立と社会参加の促進し、障害者が生きがいを
総則	持ち、幸せに暮らすことができる社会の実現を目的として
	いる。
	障害者とは、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当
	な制限を受ける者と規定している。
	障害者が個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会
	を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分
	野の活動に参加する機会を与えられることとし、もって障
	害者幸住社会を実現するとしている。
第2章	次の事項について、県等の努力義務等を規定している。
障害者の福祉の推進	・医療・教育
	・就業機会の確保等・・相談
	・施設の整備・在宅障害者への支援・
	・障害者の自主的な活動の促進・福祉従事者の確保
	・ボランティア活動・公共交通機関の利用
	・文化活動等・啓発及び情報の提供
第3章	病院や店舗など不特定多数の者が利用する「特定施設」
福祉のまちづくり	の新築や増築等を行う者に届出書の提出を求め、県が定め
	る整備基準に適合するよう指導する。適合した特定施設が
	完成した場合は適合証を交付することを規定している。
	特定施設
	官公庁施設、社会福祉施設、医療提供施設、教育文化施設、
	公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、共同
	住宅、事務所、道路、公園

3 福祉のまちづくりの現況

特定施設の届出状況及び適合証の交付状況は別紙のとおり。